

都市問題等調査特別委員会資料

防災に関する調査

- ・福岡市地域防災計画（震災対策編）の見直しについて

平成 30 年 1 月 29 日

市民局

福岡市地域防災計画（震災対策編）の見直しについて

1 趣旨・目的

熊本地震の被災地支援で得た知見や経験を福岡市の防災・減災対策に活かしていくため、平成28年度と平成29年度の2か年で福岡市地域防災計画(震災対策編)の見直しを行うこととしている。

平成28年度は、熊本地震で明らかになった「備蓄」、「避難所」、「物資輸送」、「災害対策体制」など、課題解決のための計画の見直しを行った。

平成29年度は、市の災害対応力のさらなる向上に向け、(1)基本理念、(2)災害対策本部体制、(3)受援計画、(4)支援計画、(5)福祉避難所、(6)外国人、(7)り災証明について計画の見直しを行う。

2 主な見直し項目

(1) 熊本地震の教訓を踏まえた基本理念の見直し

- WITH THE KYUSHU の精神による広域的な受援・支援体制の構築
- 市民、企業、NPO等との連携による災害に強い共創のまちづくり

(2) 大規模震災に備えた災害対策本部体制の充実

- 災害の規模や程度に対応した本部体制の見直し
- 本部マニュアルの作成や訓練の実施

(3) 受援計画の策定

【基本的な考え方】

- 発災直後は、原則としてすべての通常業務を停止して、市民の身体・生命を守るための災害応急業務に専念する。
- 発災直後速やかに他都市等に対して応援を求め、他都市等からの職員の受け入れが行われた場合は、優先度が高い通常業務から順次再開する。
- 物資の受配送など企業、NPO等の力を活用したほうが効率的な業務は、災害時応援協定を締結のうえ導入を図る。

【施策の方向性】

- 福岡市災害対策本部内に市全体の受援に関する事項を統括する受援調整チームを設置する。
- 他都市応援職員等の安全配慮や研修、本市職員のリーダーシップなど、応援職員の業務環境について定める。
- 宿泊施設や食料・携行品など他都市応援職員等の受入環境について定める。

(4) 支援計画の策定

【基本的な考え方】

- 災害時応援協定や本市の判断により，被災自治体に対する支援を実施する。
- 九州内で災害が発生したときは，発災当初は九州市長会防災部会との連携のもと先遣隊を派遣し，被災地の要請を待たずに行うプッシュ型の支援を実施する。
- 被災自治体の負担を最小限とするため，自己完結型支援を基本とする。

【施策の方向性】

- 被災自治体への応援が必要となった場合は，市長を本部長とする福岡市支援本部を設置する。
- 被災自治体にリエゾン（情報連絡員）の派遣を行うとともに，効率的な職員派遣や物資の支援などの支援を行う。
- 本市に避難して来た方に対する支援を行う。
- 市民，企業，NPO等との共創による効率的かつ効果的な支援を行う。

(5) 福祉避難所の充実・強化

- 社会福祉施設の福祉避難所としての活用について，さらなる充実を図る。
- 学校の教室や公民館の一室を要配慮者のための避難所として活用するとともに，民間の宿泊施設を活用できるよう，事業者と協定を締結する。

(6) 外国人支援の充実・強化

- 市の広報の多言語化，外国人からの相談対応並びに関係機関との連絡調整を行う「福岡市災害時外国人情報支援センター」を設置する。
- 必要に応じ民間の通訳事業者の活用を検討する。

(7) リ災証明の対象の明確化

- 災害により被害を受けた家屋について，災害による被害の程度を証明するリ災証明書を発行する。
- 家屋以外のものがり災した場合において必要があるときは，リ災届出証明を交付する。